平成２３年（フ）第６４０３号
埼玉県越谷市越ケ谷１丁目10―６―706
債務者　石神あけみ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４０６号
東京都板橋区坂下３丁目29―４―301
債務者　佐々木エミ子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４０８号
東京都世田谷区若林４丁目14―９―202
債務者　本間　寿紀
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４１１号
千葉県浦安市北栄３丁目21―３　第３山崎ハイツ201
債務者　平山　静子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４１５号
東京都足立区西新井本町１丁目14―３
債務者　石山　隆夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４１８号
東京都北区赤羽北３丁目24―10―105　エリール田崎Ｂ棟
債務者　牧野　啓子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４２６号
東京都大田区西蒲田６丁目20―２
債務者　新井　美香（旧姓宗）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４２９号
東京都杉並区松庵３丁目23―14―106
債務者　中山　隆也
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４３８号
東京都江戸川区西小岩５丁目２―５　木村方
債務者　鎌田まゆみ
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４０号
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町2615―６―103
債務者　大瀧　紫乃
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４１号
東京都渋谷区代々木４丁目３―９―104
債務者　高妻　慎一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４２号
東京都品川区豊町２丁目18―２―305
債務者　佐々木和也
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４４３号
東京都墨田区向島４丁目３―４―301
債務者　樋口　和弘
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2541番地１、前住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田3923番地134
債務者　中山　浩行
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１６号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2541番地１、前住所長野県北佐久郡御代田町大字御代田3923番地134
債務者　中山八千代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部